

【春合宿 第2問】

Xは、昭和56年1月15日の夜、1時間にわたり、三重県内の飯場において、プラスチック製洗面器の底や革バンドでAの後頭部を多数回殴打するなどの暴行を加えたところ、Aは恐怖心による心理的圧迫等によって血圧を上昇させ、内因性高血圧性橋脳出血により意識喪失状態に陥った。XはAを1km程離れた住宅街の駐車場まで自動車で運び、同所に放置して立ち去った。

その後、コンビニの帰りに偶然付近を通りかかったYは、駐車場に倒れている人影を見つけたためあわてて駆け寄ったところ、以前から激しく恨んでいたAであることに気が付き、「誰がやったのかは知らないが、この機に自分の腹いせに何発か殴っておこう」との思いから、近くの民家の壁に立てかけてあった角材(130cm×4cm×5cm)を用いて、うつ伏せに倒れているAの頭部に振り下ろす形で数回殴打し立ち去った。

その後Aは、脳出血により死亡した。

調査の結果、直接の死因はXによる暴行から生じた脳出血であり、Yの暴行によりその傷害が拡大し、幾分か死期が早められたことが分かった。

X及びYの罪責を検討せよ。

参考判例：最高裁平成2年11月20日第三小法廷決定